

木造立体迷路の床板の落下による事故に係る事故等原因調査について (経過報告)

令和 5 年 4 月 27 日
消費者安全調査委員会

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、木造立体迷路の床板の落下による事故について、2022 年 5 月から事故等原因調査を進めてきたところであるが（以下「本件調査」という。）、事故の原因究明及び類似の事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に更なる事実の確認や分析を行う必要がある。

本件調査については、当該調査を開始した日（2022 年 5 月 26 日）から 1 年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることから、消費者安全法第 31 条第 3 項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告¹する。

なお、調査委員会による調査は、事故の責任を問うために行うものではない。

1. 本件調査を行うこととした理由

2021 年 10 月 10 日（日）、兵庫県加東市の「東条湖おもちゃ王国」の遊戯施設（5 層構造の木造立体迷路。以下「対象施設」という。）を利用していた 7 名（大人 5 名・子供 2 名）が地上 3 層目に当たる通路を進んでいたところ、床板及び床板を支えていた梁（はり）が落下し、7 名とも約 2.4m 下の下層の床面に転落、6 名に圧迫骨折・打撲等の被害が生じた。対象施設の外観を写真 1 に示す。



写真 1 対象施設

国内には、同種の資材及び工法の施設が多数確認されているところ、床面の落下による約 2.4m の高さからの転落という事故の性質上、一たび事故が起これば複数の消費者に被害が生じる場合がある（単一事故の規模）上に、その被害は重篤なものとなる可能性が十分ある（被害の程度）。また、本件事故以外に同種事故が 1 件報告²されている。

そこで、調査委員会では、対象施設や同種の施設における、重大事故を含む事故の再発防止のため、本件調査を開始することとした。

¹ 本経過報告の調査内容は、現時点の調査結果に基づくものであり確定したものではない。

² 事故情報 ID: 0000226606 / 発生年月日: 2014 年 9 月 21 日 / 発生場所: 群馬県 / 傷病内容: 擦過傷・挫傷・打撲傷 / 被害者人数: 2 人

2. 本件調査の概要

調査委員会は、木造立体迷路の床板の落下による事故について、以下の（２）の方法によって調査を行っている。

（１）対象施設について

対象施設は、2013年４月に開設した５層構造、高さ13m、延べの床面積約800㎡の屋外に建つ木造の構造物であり、中には仕掛けが複数存在し、水平移動と上下移動を繰り返し、スタンプラリー方式でゴールを目指すアトラクションで、一度に数百人の収容が可能な施設である。管轄する特定行政庁によると対象施設は建築基準法の建築物及び工作物に該当しないとのことであり、また所轄する消防署によると、消防法の防火対象物にも該当していないとのことである。

部材は、外国製の遊具メーカー製の柱材、梁材及び市販の部材を使用し、対象施設の設置者が資材を輸入し、施設の設計、施工、販売を行っている。

（２）事故の要因分析

事故発生時の写真及び関係者の証言等を基に検証を行った結果、床板の落下原因は梁の腐朽であることが確認できた。事故直後の状態を図１、写真２及び写真３に示す。

この結果を受け、次のような観点で分析を進めている。

- ・なぜ大きな腐朽が発生したのか。
- ・なぜ床が落下したのか。
- ・なぜ腐朽を発見できなかったのか。

この観点に基づいて現在継続中の調査は以下のとおりである。

- ① 事故当時の写真を基にした状況分析
- ② 木材腐朽の専門家へのヒアリング
- ③ 建築の専門機関へのヒアリング及び構造試験
- ④ 同じ仕様の梁のサンプル調査
- ⑤ 公園遊具の専門機関へのヒアリング
- ⑥ 同種施設の視察及び運営者へのヒアリング

3. 今後の調査

事故の原因究明及び類似の事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に更なる事実の確認や分析を行う必要がある。

調査委員会は、引き続き、各調査によって得られた結果を踏まえて事故等原因調査を進める。

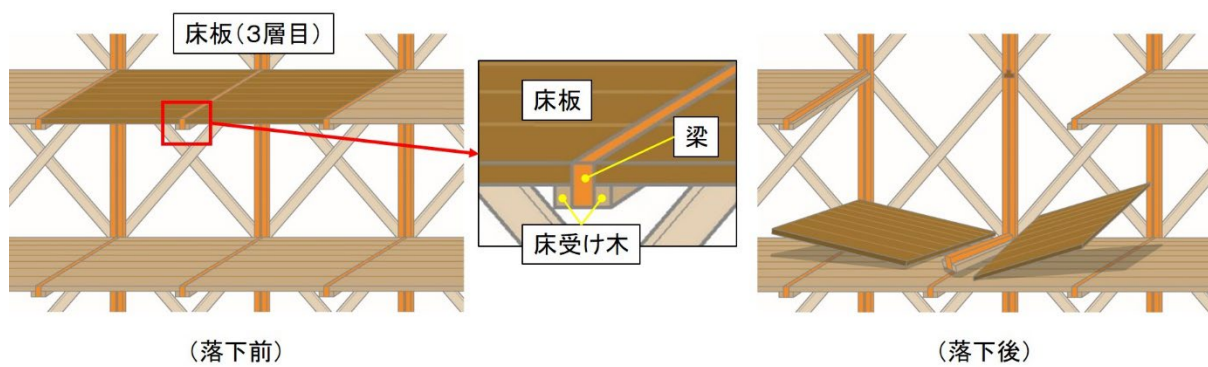


図1 落下部分イメージ図

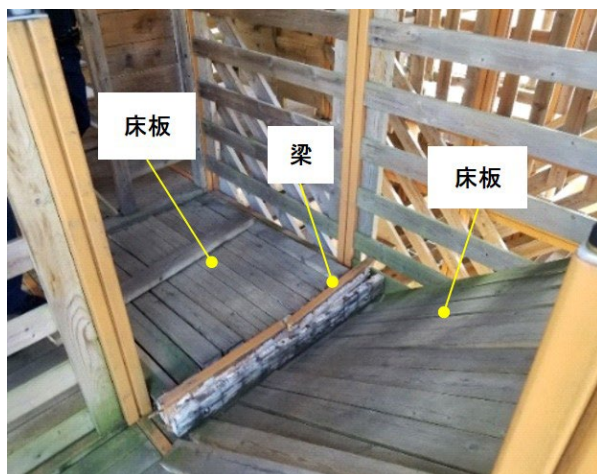


写真2 梁と床板が落下した直後の状態
(梁の側面にある床受け木が腐朽して白くなっている)

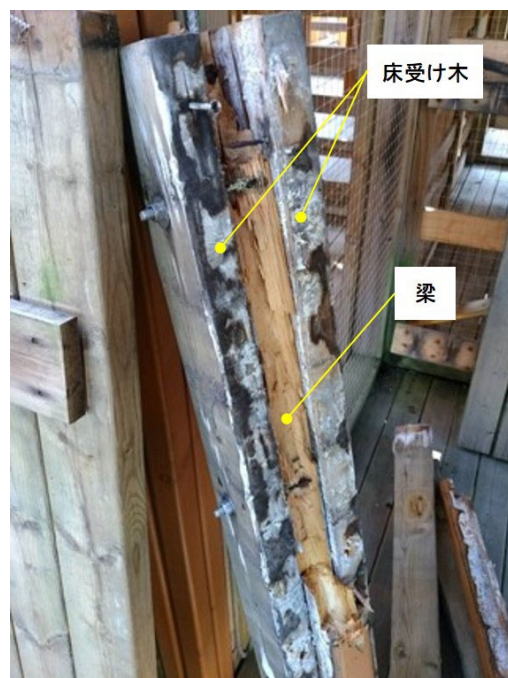


写真3 落下した梁の拡大
(中央部が梁、両側は床受け木。梁の先端部が破断し、梁内部が露出している)